

保存期間 1年（令和8年3月31日まで）

熊広県第252号
令和6年6月25日

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布・施行について（通知）

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第207号。以下「改正令」という。）が公布され、改正令の趣旨及び概要等について、別添「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布・施行について」（令和6年6月14日付け警察庁丙犯被発第29号）のとおり示されたので、所属職員に周知をお願いします。

※ 警察庁通達「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布・施行について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。